

各高齢者施設の長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る
集中的検査の実施について（延長の御案内）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、昨年10月以降、高齢者施設等に勤務する従事者等を対象として、抗原検査キットによる頻回検査をお願いしているところです。

現在、本県の新規感染者数は緩やかな減少傾向が続いているものの、感染すると重症化するリスクが高い高齢者などが入所する高齢者施設等において、クラスターの発生を未然に防ぐことが極めて重要です。

このため、入所系施設については新年度以降も従事者を対象とした集中的検査を、下記のとおり延長します。

また、未実施の施設等におきましては、当該検査の積極的な実施を御検討いただき、別添の「高齢者施設等における集中的検査連絡票」（以下、「連絡票」という。）を令和5年3月23日（木）までに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、すでに実施している施設等については、自動延長することとしておりますが、不都合があつて延長できない事業所は個別に御相談願います。

記

1 検査実施期間

[現行]令和4年10月24日（月）から令和5年3月31日（金）まで

[延長]令和4年10月24日（月）から令和5年5月7日（日）まで

※検査を実施する日は、この期間中で各施設において設定してください。

2 対象施設及び対象者

(1) 対象施設

○入所系

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※通所・訪問系施設は今回の延長の対象外となります。

(2) 対象者

施設等に勤務する従事者等

※事務職員、調理職員、運転職員等も対象になります。

3 実施方法

抗原検査キットによる頻回検査

（令和5年5月7日まで1人につき週2回毎週実施）

4 検査費用

施設等における検査費用の負担はありません。

5 申込方法、期限

[今回新たに実施する場合]

別添「連絡票」を令和5年3月23日（木）までに、下記のメールアドレス宛にメールにて御提出ください。

[すでに実施中の場合]

延長をご希望の場合は自動更新としますので特に対応は不要です。不都合があつて延長できない事業所は個別に御相談願います。

6 抗原検査キットの送付

申込み後、随時、山口県新型コロナウイルス感染症対策室が委託している業者から、施設等あてに抗原検査キットを送付します。

7 検査後の対応

- ・陽性になった場合は、Web登録が必要です。Web登録ができない方は、医療機関を受診していただくこととなりますので御留意ください。
- ・陽性の場合は、次のURL（QRコード）から速やかに自宅療養者フォローアップセンターにアクセスし、案内に従って登録を行ってください。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/171739.html>)
- ・陰性の場合でも、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。



8 実績報告

- ・このたびの頻回検査の実績については、県から国に報告することになっているため、各施設等は1週間ごとに「検査数」及び「検査したうちの陽性件数」等を、次のURL（QRコード）から入力してください。(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/180257.html>)

[例：月曜日から日曜日までの検査実績を、翌週の水曜日までに入力]

⇒4/3（月）～4/9（日）の間に実施した検査数、陽性件数を4/12（水）までに県Webページの入力フォームから入力して報告する。

※以後、実施期間中は、毎週報告をお願いします。

※実績報告が確認できない場合は、問い合わせをさせていただきます。



9 留意事項

- ・送付する検査キットは備蓄用ではありませんので、必ず頻回検査に使用していただき、毎週の実績報告（入力フォームへの入力）をお願いします。
- ・検査方法や検査結果の取扱いなど、検査を受けられる施設従事者等の方へ説明をお願いします。
- ・検査する際は、別添の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を参考にしてください。

担当者：施設班 野村 TEL 083-933-2793

介護保険班 原田 TEL 083-933-2774

E-mail : kaigohoken@pref.yamaguchi.lg.jp